

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部における非常勤講師の外国からのリモート授業に関する申合せ

令和3年9月16日制定

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、来日するのが困難な外国に在住する研究者等が、その外国の居住地に滞在しながら、非常勤講師としてリモートで授業を行うことができるように、当面は以下のとおり取扱うものとする。

- 1 外国に在住する研究者等が、その外国の居住地に滞在しながら、非常勤講師として行うリモート授業（以下、「外国からのリモート授業」という。）は、大学院または後期課程科目に限り認めるものとする。
- 2 各専攻・系等において外国からのリモート授業に使用できるコマ数は以下の別表のとおりとし、学部・大学院全体で年間14コマを上限とする。
ただし、Global Fellowの称号を付与された者が担当する授業を除く。
- 3 財源については各専攻・系等に割り当てられた非常勤講師枠内で運用する。
- 4 外国からのリモート授業を希望する場合は、各専攻・系等において、事前に研究科長室の了解を得た後、教務課関係チーム（授業に関すること）及び総務課人事チーム（委嘱に関すること）に、事務手続き上の留意事項について確認する。

ただし、上記によらないケースが生じる場合には、別途事前に研究科長室に相談するものとする。

附 則

この申合せは、令和3年9月16日から施行する。

別表

4専攻・3系等（下記以外の後期課程科目含む）	各1コマ（計7コマ）	合計10コマ
PEAK 後期課程・GPEAK	1コマ	
専攻・系に属さない後期課程単独科目及びその他研究科長室預かり	2コマ	
大学院教育プログラム（東京大学大学院総合文化研究科規則第2条に規定するもの。ただし、GPEAK 除く）	4コマ（原則S・Aセメスター 各2コマ）	

※上記コマ数の内訳を目安とし、学部・大学院で年間14コマを上限とする。